

屋外スポーツ施設利用補助金交付要綱

平成26年3月1日制定

（補助金の目的）

第1条 この要綱は、千代田区内（以下「区内」という。）の青少年スポーツ団体（以下「団体」という。）が練習等のために自ら借用する屋外スポーツ施設に係る使用料の一部を千代田区（以下「区」という。）が補助することにより、団体における自主的なスポーツ活動を支援することを目的とする。

（補助対象団体）

第2条 この要綱による補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、区内に在住し、又は在学する中学生以下の者で構成する団体で、次条の団体登録をしたもの及び千代田区少年野球連盟に登録しているチームとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該団体が営利を目的とした団体と判断したときは、補助の対象としないものとする。

（団体登録）

第3条 団体は、この要綱による補助を受けようとするときは、あらかじめ千代田区長（以下「区長」という。）に対し団体登録を申請しなければならない。ただし、千代田区少年野球連盟に登録しているチームについては、この限りでない。

2 前項の登録を申請しようとするときは、団体登録申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（1）構成員名簿

（2）その他区長が必要と認める書類

3 登録の有効期限は、3年とする。

4 登録団体の代表者又は構成員その他登録申請内容に変更が生じたときは、団体登録変更申請書（第1-2号様式）及び必要な書類を提出しなければならない。

（補助対象施設）

第4条 この要綱による補助の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、屋外のスポーツ施設とする。

（補助金の額）

第5条 区は補助対象団体に対し、対象施設の使用料から使用時間2時間につき2,700円を控除した額を、予算の範囲内で補助金として交付するものとする。

2 補助金は1団体につき年間10万円を上限とする。

3 対象施設1回の使用に対して第1項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 対象施設を使用した補助対象団体が補助金の交付を受けようとするときは、当該施設の使用終了後、補助金交付申請書（第2号様式）（以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 対象施設使用料の領収書
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 前項の申請は、当該団体の代表者により行うものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 区長は、前条の申請書の提出があった場合はこれを審査し、申請の内容を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請を行った団体（以下「申請団体」という。）に補助金交付決定通知書（第3号様式）を交付するものとする。

2 区長は、前項の決定をするに際し、必要と認めるときは条件を付することができる。

（補助金の請求及び交付）

第8条 申請団体は、補助金交付決定通知書を受けたときは、速やかに区長に補助金交付請求書（第4号様式）を提出して補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求を受けた場合において、これを適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 補助金の交付決定を受けた団体が次のいずれかに該当したときは、区長は当該交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の目的に反して補助金の交付を受けたとき。

（補則）

第10条 補助金の交付等については、千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。